

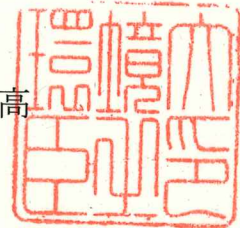
8 新食第 1014 号
環循資発第 2608123 号
令和 8 年 8 月 13 日

株式会社アースクリエイティブ
代表取締役 栗原 和実 殿

農 林 水 産 大 臣 鈴木 憲和



環 境 大 臣 石原 宏高



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定
に基づく再生利用事業計画の認定について

令和 8 年 6 月 30 日付けで申請のあった再生利用事業計画については、食品循環
資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 19 条第 3 項
の規定に基づき、申請のとおり認定する。